

一般名処方加算について



当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しており、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行っております。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

一般名処方加算 1 10点

一般名処方加算 2 8点

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

また、令和6年10月1日から、患者さまが「ジェネリック医薬品でなく先発医薬品（長期収載品）を使いたい」と希望された場合には、両者の差額の4分の1を患者様自身が負担する仕組み（保険外特別負担＝選定療養）が導入されますので、お薬に関するご相談や、一般名処方についてご不明な点などありましたら担当医までご相談ください。

井出内科

